

富田林市地域福祉推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 富田林市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び推進についての意見を求めるため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく富田林市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉・医療関係者
- (3) 公募市民
- (4) 前各号のほか市長が適当と認める者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開く事ができない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員は、会議を欠席する場合は、あらかじめ協議事項に対する意見、表決等を書面で委員長に提出することができる。この場合において、第2項の規定にかかわらず、当該委員は会議に出席したものとみなすことができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(報酬)

第6条 委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例（昭和51年富田林市条例第20号）による。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、地域福祉計画担当課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則（平成17年要綱第79号）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 最初に行われる委員会の招集は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

附 則（平成20年要綱第17号）

（施行期日）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年要綱第3号）

（施行期日）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年要綱第3号）

（施行期日）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年要綱66号）

（施行期日）

この要綱は、公布の日から施行する。